

形成外科領域指導医制度 形成外科領域指導医および分野指導医 認定審査について

2022 年 9 月 20 日
一般社団法人 日本形成外科学会
指導医認定委員会
委員長 門松 香一

日本形成外科学会は、日本形成外科学会形成外科領域指導医制度および同制度細則に基づき、分野指導医および形成外科領域指導医認定審査を下記の要領で実施いたします。

なお、**2024 年 3 月**までは複数の分野指導医を取得していなくても、専門医（学会専門医・機構専門医問わず）を 1 回以上更新していれば、指導医として扱われます。（指導医資格を取得しているわけではございません）

***先日の社員総会にて暫定期間の終了が2023年3月末までから2024年3月末まで延長されました。**

指導医資格が必要な場合、上記条件を満たしつつ 2024 年 4 月 1 日までに指導医資格を取得しなければなりませんので、すでに申請条件を満たしている先生におかれましては早めの申請をどうぞよろしくお願い申し上げます。（最終期限は 2023 年度第 2 回の審査まで）

繰り返しとなりますが、指導医申請は指導医申請資格（機構専門医で 1 回以上更新し、分野指導医を複数取得）を満たしている場合のみ申請が可能であり、2022 年度の第 2 回申請分は 10 月 1 日～12 月 31 日が提出締切予定日となります。

指導医申請を行う際、関連学会の専門医資格を分野指導医として登録することが可能です。認定証を別途希望の場合は費用が必要となります。

形成外科領域指導医資格

【条件】※下記条件を有していても、申請及び資格取得をしなければ、暫定期間後（2024年4月～）は指導医として標榜できませんのでご注意ください。

但し、暫定期間内（～2024年3月）までは専門医（学会専門医・機構専門医問わず）を1回以上更新していれば、申請をしていなくとも指導医として扱われます。（指導医資格を取得しているわけではない）

- ①形成外科専門医を1回以上更新している
→但し、2024年4月1日時点で【日本専門医機構形成外科領域専門医】として更新していること
- ②分野指導医・特定分野指導医のうちから複数の【分野指導医】資格を持つ
→2024年3月31日までは上記①の条件のみで指導医としてみなされる（資格は未取得）
→2024年4月1日以降は複数の分野指導医を取得し、資格申請・取得を終えていること

【特定分野指導医】

- (1) 皮膚腫瘍外科分野指導医
- (2) 小児形成外科分野指導医
- (3) 再建・マイクロサージャリー分野指導医
- (4) レーザー分野指導医

【分野指導医】

- (1) 日本手外科学会（手外科分野指導医）
- (2) 日本美容外科学会(JSAPS)（美容外科分野指導医）*教育専門医も含む
- (3) 日本創傷外科学会（創傷外科分野指導医）
- (4) 日本頭蓋顎顔面外科学会（頭蓋顎顔面外科分野指導医）
- (5) 日本熱傷学会（熱傷分野指導医）

形成外科領域指導医

1-1. 形成外科領域指導医審査申請者の資格

指導医審査申請者の資格は、日本形成外科学会形成外科領域専門医制度指導医細則第5章、第9条の申請資格を有した者です。

第2回申請では本年更新予定者（2022年冬更新書類提出予定者）も申請が可能です。

詳しくは下記をご参照ください。

1-2. 形成外科領域指導医認定審査提出書類

- 1) 形成外科領域指導医認定申請書
- 2) 日本国医師免許証（コピー）
- 3) 形成外科領域専門医認定証（コピー）
* 機構発行の専門医認定証が必要です。
* 本年度領域専門医の更新予定者は機構専門医更新申請中である旨を余白にご記載ください。
- 4) 認定審査料振込の領収書（コピー）
- 5) 特定分野指導医認定証あるいは分野指導医認定対象となる学会の専門医証（コピー）

※下記から2種類以上の提出が必要

特定分野指導医

- 1) 皮膚腫瘍外科分野指導医
- 2) 小児形成外科分野指導医
- 3) 再建・マイクロサージャリー分野指導医
- 4) レーザー分野指導医

分野指導医認定

- 1) 日本手外科学会（手外科分野指導医）
- 2) 日本美容外科学会（JSAPS）（美容外科分野指導医）
（JSAPSの「教育専門医」でも申請が可能）
- 3) 日本創傷外科学会（創傷外科分野指導医）
- 4) 日本頭蓋顎顔面外科学会（頭蓋顎顔面外科分野指導医）
- 5) 日本熱傷学会（熱傷分野指導医）

* 書類ダウンロードのページに申請時のチェックリストがございますので、必ず活用いただき申請前にご確認ください。

1-3. 形成外科領域指導医認定審査登録料

10,000円を所定の口座にお振り込みください。なお、既納の審査料は返還しません。

1-4. 形成外科領域指導医書類提出期間

例年【第1回】4月1日～5月31日（消印有効）

【第2回】10月1日～11月30日（消印有効）

本年度のみ10月1日～12月31日を提出期間とします。

1-5. 形成外科領域指導医認定審査の実施時期

第1回審査会は6月末日、第2回審査会は1月末日までに実施予定といたします。

第1回審査会合格者の指導医取得日は10月1日、第2回審査会合格者の指導医取得日は明年4月1日とします。

第2回審査会申請者はその年度の更新対象者も申請可能です。

対象者は上記記載のとおり専門医証コピーの余白にその旨をご記載ください。

1-6. 形成外科領域指導医認定審査の結果の発表および登録

認定審査の結果は、指導医認定委員会が理事長に報告した後、申請者に通知します。
指導医登録原簿に登録のうえ、認定証は追って本人に送付します。

2. 審査書類

認定審査用書類は日本形成外科学会ホームページに掲載されています。

書類をダウンロードし、ご使用ください。

<https://jsprs.or.jp/specialist/shorui/index.html>

3. 書類送付先および認定審査料振込先

認定審査提出書類は、簡易書留、レターパックなど、引受けおよび配達記録が残る方法にて委員会へ送付してください。

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9 階

日本形成外科学会 指導医認定委員会 宛

※振込みは郵便局備え付けの用紙をご使用ください。

郵便振替口座：00130-2-514644

加入者名：日本形成外科学会 指導医認定委員会

ゆうちょ銀行 〇一九店（ゼロイチキョウ店） 当座 0514644

通信欄には「指導医認定審査料として」をご記載ください。

4. 注意事項

- 1) 学会ホームページよりダウンロードした書類に作成してください。
- 2) 年号の記載は西暦を用いてください。
- 3) 分野指導医に関しては、認定対象となった学会の専門医資格の更新を行う必要があります。
学会間の協力がなされ、今後は各分野指導医の更新報告を個々人が日本形成外科学会へ行う必要はなくなりました。認定状況は会員マイページの「指導医」から確認可能です。
分野指導医の資格更新をされない場合、指導医資格は保持されませんのでくれぐれもご注意ください。
- 4) 以下の各項のいずれかに該当すると思われるものは、指導医認定委員会が調査、確認し理事長に報告します。理事長は理事会の承認を経て指導医の資格の停止および取り消しを行い、指導医登録原簿よりその名を削除し、指導医認定証を返却させ、この旨を公示します。
 - (1) 認定につき過誤があった者
 - (2) 学会正会員の資格を喪失した者、ただし、名誉会員、特別会員はその限りでない
 - (3) 分野指導医認定対象となった学会の専門医資格を返上、あるいは更新しなかった者
 - (4) 特定分野指導医については所定の更新手続きを行わなかった者
 - (5) 形成外科領域指導医については上記 (3) により形成外科指導医としての要件を欠くに至った者
 - (6) 提出書類の記載に虚偽があったと認められた者
- 5) 指導医の資格を停止されたものが、再び指導医の資格を取得するには、再度初回認定と同様の方法で認定します。
- 6) 認定証を紛失または破損し再発行を希望する場合には事務局へ申請してください。
再発行を許可された者は所定の再発行料を支払い、そののち事務局は認定証を交付します。
- 7) 申請について、指導医申請を行った場合、分野指導医申請も含んでの申請になります。
例：皮膚腫瘍外科分野指導医と創傷外科分野指導医の条件で指導医申請
→創傷外科分野指導医の登録と形成外科領域指導医の登録がされ、指導医の認定証のみ付与
→費用は 10,000 円

また、それぞれの分野指導医資格は各分野の専門医証の有効期間中適用されます。

5. 問い合わせ先

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9 階

日本形成外科学会 指導医認定委員会

E-mail : jsprs-office01@shunkosha.com

お問い合わせは、E-mail でお願いいたします。